平成２５年（フ）第２３３号
東京都八王子市台町２丁目17番９号プリメールマンション105号
債務者　有井ジャスミンこと　アリイジャスミンロハス
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７５号
静岡市清水区梅ヶ谷219番地、旧住所横浜市瀬谷区宮沢１丁目57番地21
債務者　栄田千津子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６号
熊本県八代市新開町３番28号
債務者　関口　尊司
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月17日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２７号
熊本県八代市新開町３番28号
債務者　関口　悦子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２８号
熊本県八代市新開町３番28号
債務者　関口　清美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３７３９号
東京都足立区梅田５丁目16―19―301
債務者　齋藤　正代（旧姓友部）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７５４号
東京都江東区大島３丁目１―17
債務者　加太　温子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７５５号
東京都練馬区高野台５丁目６―17―202
債務者　長島さとみ
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５２号
東京都江東区平野３丁目７―17―305
債務者　四戸　　司
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９９６号
東京都中野区若宮３丁目13―12―101
債務者　小松田麻美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５１号
東京都新宿区西落合２丁目６－７―406
債務者　三澤　　翠（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８１号
神奈川県藤沢市善行１丁目21番地の18コートＳＲ303
債務者　移川　善次
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６号
静岡県焼津市柳新屋401番地の４　ローゼンハイム１－Ｄ
債務者　掘金　啓一
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６４号
東京都府中市天神町２丁目５番地の９コーポ和光201
債務者　上原　　睦
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３２号
静岡県浜松市東区中田町62番地Ｊｏｙ　ＮＥＳＡＳＡ101
債務者　加藤　明義
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９５３号
東京都大田区南馬込５丁目12―２　第二エイワコーポ２－Ａ
債務者　植木　悦子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部